

## ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果

日本弁護士連合会人権擁護委員会では、2016年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」が施行された際、地方公共団体に対して「ヘイトスピーチに対する取組に関する照会」を実施し、2017年5月31日付けで同照会の結果を分析した「ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果報告」を公表した。

その後、2023年4月14日付けで当連合会が「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を公表したが、上記照会から約8年が経過した現在において、関係機関がヘイトスピーチの現状をどのように把握し、どのような取組をしているかについて改めて調査分析すべく、各照会結果に記載の地方公共団体に対し、本照会を実施した。

### 目次

1	ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【都道府県庁】	2
2	ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【市区役所】	18
3	ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【市区教育委員会】	30
4	ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【市区議会】	40
5	ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【都道府県警察】	46

※なお、集計に当たってはなるべく照会先からの回答をそのまま掲載しているが、読みやすさの観点から、和暦の併記、敬体（ですます調）から常体（である調）への統一、そのほか趣旨を損なわない範囲で軽微な修正を行っている。

## ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【都道府県庁】

### 第1 回答状況

#### 1 照会日

2024年（令和6年）9月27日

#### 2 照会先

47都道府県庁

#### 3 回答日

2024年（令和6年）10月3日～同年12月4日

#### 4 回答率

93.6%（47自治体のうち44自治体が回答）

### 第2 回答結果

#### 1 照会事項1

ヘイトスピーチ解消法第5条第2項には、「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずる（中略）よう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。」と定められています。

- (1) 貴都道府県において、相談窓口の設置など、上記に関する相談体制の整備は行っていますか。
- (2) 貴都道府県において、紛争防止・解決のために必要な体制の整備は行っていますか。

#### (1) 相談体制の整備について

##### ① 実施状況

- ・行っている：34
- ・現在は行っていないが、検討中である：0
- ・行っていないし、予定もない：10

##### ② 「行っている」と回答した自治体の具体的な内容

【宮城県】みやぎ外国人相談センターを設置運営し、外国人県民からの生活相談等に応じている。相談内容に応じて、弁護士会や法務局人権相談窓口等と連携し解決を図っている。

【秋田県】ヘイトスピーチを含む差別やいじめ、ハラスメントに対応した多様性に満ちた社会づくりに関する差別等相談窓口を設置している。

【茨城県】茨城県人権啓発推進センターを設置し、人権相談員を配置するこ

とで、各種人権問題に関する相談について対応している。

【栃木県】多言語による相談窓口である「とちぎ外国人相談サポートセンター」を設置し、外国人からの生活に関わる様々な疑問や悩み等の相談にきめ細かに対応している。

人権男女共同参画課（人権施策推進室）においても相談窓口として対応している。

【群馬県】ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターを設置し、相談内容に応じて関係機関（法務局、法テラス、弁護士）を案内している。

【埼玉県】相談体制の整備については、日本語能力が十分でない外国人を対象として総合的な相談窓口を運営し、13言語で生活等の相談に対応している。ヘイトスピーチなど不当な差別に関する相談も受けている。

【千葉県】外国人を含む各種人権問題に関する相談窓口を設置

【東京都】東京都では、東京都人権プラザにおいて人権相談を行っており、ヘイトスピーチに関する相談にも対応している。一般相談において相談内容を伺い、必要に応じて適切な機関につないでいる。

【神奈川県】専門相談窓口の設置

【福井県】本県では既に人権問題に関する全般的な相談に応じることのできる福井県人権センターが設置されており、ヘイトスピーチに関する相談についても当センターで対応する。

【長野県】人権に関する総合相談窓口である長野県人権啓発センターにおいて相談に対応

【岐阜県】岐阜県人権啓発センターに人権相談窓口を設置している。

【静岡県】各関係課において対応

【愛知県】人権相談窓口を設置しており、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談を含め、幅広く人権に関する相談を受け付けている。

【三重県】人権問題に関わる総合的な相談窓口を、県人権センターに設置している。

【滋賀県】本県では、(公財)滋賀県人権センターに人権全般に関する相談窓口を設置し、県民からの相談に応じている。

【京都府】人権問題法律相談「京都府人権リーガルレスキュー隊」

【大阪府】大阪府では、委託により、専門の相談員による「大阪府人権相談窓口」及び「インターネット誹謗中傷・トラブル専門窓口『ネット

トハーモニー』を開設している。

前者は様々な人権問題に関する相談窓口として、後者はインターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する専門相談窓口として、府民からの相談を受け付けており、これらの相談窓口において、ヘイトスピーチに関する相談も受け付けている。

【兵庫県】インターネット上のヘイトスピーチ等に対応するため、弁護士による無料相談窓口（毎週木曜15～17時）を設置している。

【奈良県】人権相談窓口を設置し、その中で対応している。

【和歌山県】和歌山県国際交流センターに多言語（日本語、英語、中国語、フィリピノ語、ベトナム語）対応可能な外国人生活相談窓口を設置して行っている。

【鳥取県】既存の「人権相談窓口」で対応。人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行う。

ア 相談者への助言

イ 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関）等の紹介

ウ 関係機関と連携した相談者の支援

エ その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

【島根県】新たな相談体制の整備は行っていないが、既存の相談窓口を活用している。島根県人権啓発推進センター、公益財団法人しまね国際センター、松江地方法務局及び島根県警察などの相談窓口と連携を図り対応している。

【広島県】12言語に対応した外国人総合相談窓口を設置している（（公財）ひろしま国際センターに運営を委託）。

【山口県】相談には人権担当課や国際課、県国際交流協会等で対応している。

【徳島県】弁護士及び人権擁護委員による人権相談（県立人権教育啓発推進センター）及び外国人を対象とした多言語相談（とくしま国際戦略センター）を行っている。

【香川県】人権・同和政策課内に専任の人権相談員1名を配置し、面接、電話による人権問題全般に対応する相談窓口を設置している。法的な問題を含む相談については、県弁護士会の協力を得て、弁護士による法律相談（毎月第4木曜日、事前に人権相談員による相談

が必要）を行っている。また、（公財）香川県国際交流協会内に、外国人住民からの生活全般に関する相談を多言語かつワンストップで対応する「かがわ外国人相談支援センター」を設置している。

【愛媛県】愛媛県人権啓発センターで相談をお伺いし、相談内容に応じて適切と考えられる専門機関の紹介等を行っている。

【佐賀県】外国人に関する総合相談窓口である「さが多文化共生センター」において、弁護士、行政書士等の専門家や関係機関と連携して相談に応じるほか、人権に関する総合相談窓口である「人権啓発センターさが」においても、相談に応じている。

【長崎県】様々な相談に一元的に対応できるよう「長崎県外国人相談窓口」を設置（国際課）

人権に関する悩みや研修の企画・講師の紹介などについて相談ができる「人権に関する相談窓口」を設置（人権・同和対策課）

【熊本県】県人権センターの相談窓口で対応する。相談内容に応じ、県国際課や熊本市の国際関係機関等と連携した対応を行うとともに、不当な差別的言動に当たる可能性がある場合は、法務局の人権相談の紹介及び同人権擁護課への連絡を行うこととなる。

【大分県】大分県人権相談窓口、大分県外国人総合相談センター

【鹿児島県】人権総合行政を所管する人権同和対策課において、相談を受け付け、必要に応じて、法務局等と連携しながら対応することとしている。

【沖縄県】人権相談窓口を設け、一般的な情報提供や助言、専門窓口等を案内している。

## (2) 紛争防止・解決のために必要な体制の整備

### ① 実施状況

- ・行っている： 1 3
- ・現在は行っていないが、検討中である： 0
- ・行っていないし、予定もない： 3 1

### ② 「行っている」と回答した自治体の具体的な内容

【宮城県】みやぎ外国人相談センターを起点として、弁護士等に相談する体制となっている。

【茨城県】茨城県人権啓発推進センターで受けた相談について、相談内容に合った機関を紹介している。

【神奈川県】モニタリング事業、削除要請等

【愛知県】2022年（令和4年）施行の「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、「公の施設に関する指針」及び「表現活動の概要の公表に当たっての事務処理要領」を作成し、適切な対応を行うこととしている。

【三重県】県の各相談機関への相談を経ても解決が期待できない不当な差別に係る紛争について、相談の次の段階の措置として、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別を受けた者等からの申立て（第13条）を受けて、事実関係について調査の上で、助言、説示又はあっせん（第14条）を行い、さらに勧告（第15条）を行うことができる体制を整えている。知事への申立てに係る調査審議を行うため、第三者機関として三重県差別解消調整委員会を設置している。

【京都府】人権問題法律相談「京都府人権リーガルレスキュー隊」は、京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスする法律相談窓口である。

【島根県】新たな機関の設置は行ってないが、松江地方法務局などと連携を図り対応している。

【広島県】照会事項1(1)の外国人総合相談窓口において、弁護士等を専門相談員として配置し、法律や訴訟等に対応した体制を整えている。

【山口県】人権侵害の改善・救済のための措置が必要な場合は、国の人権擁護機関である法務局につなぎ、必要に応じて通訳等の支援を行うこととしている。

【香川県】相談窓口で解決に至らない場合には、当事者による自主的な解決を促すため、当事者双方の了解のもと、人権調整委員による当事者間の関係調整（あっせん）を行う体制を整えている。

【佐賀県】人権侵害と認められる事案が発生した場合は、必要に応じて佐賀県人権施策推進審議会の意見を聞いたうえで、行政指導として助言、説示、あっせんを行うほか、改善されない場合には、勧告、公表を行うこととしている。

【鹿児島県】法務局等と連携しながら対応していく。

【沖縄県】法的な助言が必要な場合は、弁護士による法律相談を行っている。

③ 「行っていないし、予定もない」と回答した自治体の補足記載

【東京都】相談者が人権侵犯事件としての調査、救済を希望する場合は、東

京法務局の相談窓口を紹介することとしている。

【岐阜県】紛争防止・解決のために特化した体制は整備していないが、本県では県内の在住外国人を地域社会を構成する「外国籍の県民」として認識し、「県民が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指し、平成19年2月の策定した「岐阜県多文化共生推進基本方針」を令和4年3月に「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」と名称変更とともに改正し、多文化共生推進施策を進めているところである。

## 2 照会事項2

ヘイトスピーチ解消法第7条第2項には、「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのための必要な取組を行うよう努めるものとする。」と定められています。

貴都道府県において、具体的にどのような啓発活動及び取組を行っているか御教示ください（例：配布物の作製・配布、掲示物の作製・掲示、市民向け講演会の実施など）。

各自治体の具体的な回答は、13頁以降の別紙に掲載した。以下に代表的なものを記載する。

- (1) パンフレット・リーフレット・ポスター・電子看板等の制作、配布、掲示  
北海道、岩手県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
- (2) 都道府県庁ホームページ、広報誌、SNS等での周知・啓発  
北海道、栃木県、埼玉県、長野県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、鹿児島県
- (3) テレビ、ラジオ、動画配信サイト、映画館での広告や啓蒙番組の放送、公共交通機関のポスター掲示等

秋田県、群馬県、東京都、滋賀県、京都府、和歌山県、香川県、愛媛県、熊本県

(4) 都道府県民や事業所、自治体職員向けの人権啓発セミナー、講演会、イベント等の開催や、一般イベントにおける人権啓発パネル展示等

北海道、宮城県、秋田県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

(5) 都道府県内スポーツ組織と連携した啓蒙活動の実施

茨城県、埼玉県、福井県、長野県、香川県、長崎県

(6) 啓発週間、啓発月間の設定

群馬県、埼玉県、大阪府、香川県

(7) その他

【秋田県】児童・生徒向け副読本の制作・配布など

【東京都】不当な差別的言動に該当すると認められた表現活動の概要等を公表することにより、ヘイトスピーチの実態を広く都民に伝え、ヘイトスピーチは許されない旨、啓発している。

【静岡県】研修用資料（書籍・DVD）の貸出し

【愛知県】表現活動の概要の公表

【滋賀県】ヘイトスピーチを「滋賀県人権施策推進計画（第2次改定版）」の重要課題の1つに掲げ、ヘイトスピーチ解消・防止のための教育・啓発に取り組んでいる。

【滋賀県】国や関係機関等と連携し、県民からの相談に適切に対応できるよう努めている。

【大阪府】「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（ヘイトスピーチ解消推進条例）（令和元年11月1日施行）において、ヘイトスピーチを定義した上でヘイトスピーチを禁止するとともに、府、府民及び事業者の責務について規定した。

【兵庫県】従来から、各種会議等において外国人関係団体等の意見を広く取り入れている。

【徳島県】「外国人の人権」を「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」における個別人权課題のひとつとして指定。

【香川県】高松法務局と連携を図りながら、周知啓発に努めている。

選挙の際には、立候補予定者等に対する説明会において、ヘイトスピーチなど不当な差別的言動があれば、それが選挙運動・政治活動等として行われた場合であっても、直ちにその言動の違法性が否定されるものではない旨、注意喚起している。

【愛媛県】県内学校・企業・団体へ啓発パネルの貸出し

【熊本県】法務局と連携して活動している。

### 3 照会事項 3

ヘイトスピーチ解消法の成立後、貴都道府県内の公共施設（公園・公民館、ホールその他貴都道府県が所有または管理している施設）の使用許可の運用等に何らかの変更はありましたか。

#### (1) 運用変更の有無

- ・あった： 8
- ・なかつた： 35
- ・無回答： 1

#### (2) 「あった」と回答した自治体の具体的な内容

【東京都】東京都では、平成30年10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第11条の規定に基づき、平成31年3月に「公の施設の利用制限に関する基準」を策定しました。当該基準により、施設管理者は、①「ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと」、②「ヘイトスピーチが行われることに起因して発生する紛争等により、施設の安全な管理に支障が生じる事態が予測されること」の2つの要件を両方満たした場合には、利用制限を行うことができるものとしている。

【神奈川県】具体的な動向は把握していないが、留意が必要な旨の通知はしている。

【愛知県】2022年（令和4年）に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり

条例」に基づき、本県が設置する公の施設において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するため、「公の施設に関する指針」を作成した。

【三重県】「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」第5条第3項に、県の責務として「公の施設における人権侵害の防止に努めるものとする」と規定されたことから、県が設置する公の施設における不当な差別的言動を防止するため、各施設における設置管理条例に基づく使用制限規定の適用についての指針を策定した。公の施設の指定管理者では、利用に当たっての申込書類等において「不当な差別その他の人権侵害行為を行わないこと」を利用条件として設定する、あるいは、「使用許可申請書」等においてチェック項目を設けて確認を行っている。

【京都府】「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」の策定（平成30年3月）

【大阪府】公の施設の利用許可については、地方自治法や施設の設置条例に照らして各施設管理者が個々に判断することとされているが、大阪府はヘイトスピーチ解消推進条例を踏まえた取組として、施設の利用案内等にヘイトスピーチの禁止について記載すること等について依頼をした。これまでに、府が所管する公の施設（府が設置する公の施設のうち、府民が集会や講演等を開催するために、貸室や貸ホール、広場等を利用することができる施設）35施設のうち29施設（82%）において条例を踏まえた対応がされている。

【山口県】県の各施設の使用許可に関しては、法の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこととしている。

【香川県】県有施設にヘイトデモの使用許可申請があった場合、各施設の管理規則において、例えば公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるときには、利用許可しないことができると規定しているところであり、それぞれの規則に則り、申請内容を総合的に勘案して適切に対応していくことを府内の共通認識としている。

### （3）「なかった」と回答した自治体の補足記載

【宮城県】もともと公序良俗に反する利用を認めていないため、特段の運用変更はなかった。

#### 4 照会事項4

日本弁護士連合会は2023年（令和5年）4月14日付けで「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を発出しました。

- (1) この内容について御意見がございましたら御教示ください。・
- (2) これまでに同意見書を活用して施策を行ったことや、これから行う御予定はありますか。
- (3) 同意見書の内容に関して、国に実現するよう求めたいものがあれば、その部分を具体的に御教示ください。
- (4) 同意見書に掲載されていないことで、国に実現するよう求めたいものがある場合は、その内容を具体的に御教示ください。

##### (1) 意見

【香川県】部落差別解消推進法において部落差別を直接禁止する規定がない以上、本意見書に記載のとおり、人種的差別に該当するものとして被差別部落が含まれることを明記することは意義があると考える。

##### (2) 意見書を活用して施策を行ったこと、行う予定の有無

###### ① 実施状況

- ・行ったことがある：0
- ・行ったことはないが、現在検討中である：2
- ・行っていないし、現時点では予定もない：39
- ・無回答：3

###### ② 「検討中」と回答した自治体の具体的な内容

【宮城県】宮城県では、宮城県多文化共生社会推進計画を策定しており、当計画の中に「日本人に対する多文化共生理念の啓発事業」を掲げている。差別的言動の禁止を含め、啓発活動を実施していく見込みである。

【熊本県】今後、本県内における状況を踏まえ、他都道府県の取組み等を参考として、何らかの取組みの検討を行う可能性はある。

##### (3) 意見書の内容に関して、国に実現を求める内容

【三重県】・差別的言動を禁止する法律の制定

- ・外国人のみを対象としているヘイトスピーチ解消法の対象を、人種等を理由とする差別的言動すべてに拡大すること

【奈良県】迅速性や専門性を備えた実効性のある法制度の整備

【佐賀県】人権救済等に関する法制度の確立

(4) 意見書に掲載されていないことで、国に実現を求める内容

【埼玉県】埼玉県においては国の施策に対する提案として、「性的マイノリティに対する支援」「インターネット上の人権侵害情報の拡散防止」など、人権に関する各種要望を提出しており、それらが速やかに実現されることを希望する。

【長野県】実効性のある人権救済制度の確立をお願いしたい。

【奈良県】情報流通プラットフォーム対処法を活用し、差別的コンテンツを早期に削除できる対策の充実。

(別紙) 照会事項2の具体的な啓発活動及び取組の回答内容

【北海道】道立施設での啓発ポスター掲示、人権パネル展での普及啓発や道のホームページで法務局が行っている相談窓口の紹介

【青森県】無し。

【岩手県】法務省作成のポスターの掲示

【宮城県】多文化共生理念の啓発活動として、シンポジウム等の講演会を実施している。

【秋田県】ヘイトスピーチを含む差別やいじめ、ハラスメント等の多様性に関する県民向けフォーラムの実施、テレビCMや動画配信サイト、映画館での広告の放送、児童・生徒向け副読本の制作・配布など。

【福島県】特になし。

【茨城県】県内スポーツ組織との連携事業（水戸ホーリー・ホック）において、ハーフタイム時に「ヘイトスピーチ許さない」の横断幕を掲げてピッチ行進を行った。（令和6年）

県内スポーツ組織との連携事業（茨城ロボッツ）において、ヘイトスピーチをテーマとしたメッセージ動画を制作した。（令和4年）

【栃木県】県ホームページにて周知。県民向けの人権研修や、県関連施設等における法務省作成ポスターの掲示、イベント等に出展する人権啓発ブースにおける法務省作成のポスター展示等

【群馬県】多文化共生全般に関する意識啓発として、次の取組を実施

- ・多文化共生・共創推進月間の制定（令和3年）
- ・多文化共生イベントの開催（令和4年）
- ・多文化共生啓発動画の公開（YouTube 県公式チャンネル）、映画館での広告上映（シネアド）

【埼玉県】啓発活動については、企業や民間団体、県民と協力し、「人権尊重社会をめざす県民運動」により啓発活動を実施しています。令和5年度は、人権強調月間（8月）に合わせて「ヘイトスピーチに関する知事メッセージ」を県ホームページに掲載しました。そのほか、啓発冊子への掲載や、スポーツ団体と連携した啓発活動、県の人権啓発講師による研修など、年間を通じて啓発活動を行っています。

【千葉県】外国人の人権をテーマとした講座開催やポスターの掲示

【東京都】不当な差別的言動に該当すると認められた表現活動の概要等を公表することにより、ヘイトスピーチの実態を広く都民に伝え、ヘイトスピーチ

は許されない旨、啓発しています。

啓発冊子、チラシ、動画、SNSやデジタルサイネージを活用した広報、人権啓発イベント等での展示、都営地下鉄駅におけるポスター掲示等を実施しています。

【神奈川県】人権啓発イベント等でのチラシ配布等

【新潟県】新潟県人権教育・啓発推進基本指針に基づき、パンフレットの配布や国際理解促進のための講演会等の啓発活動を実施

【富山県】本県が主催している県民を対象とした人権啓発講演会等の場を通じて、住民の理解や理解を深めるための啓発を行っている。

【石川県】県民向け人権講座の実施、人権啓発パネル展の開催

【福井県】毎年、実施している人権フェスティバルや県内スポーツ組織と連携した人権啓発活動の際に、パネル展示等で啓発する。

【山梨県】同法の目的に特化したものではないが、人権啓発地方委託事業を活用し、イベント等で人権全般に関する啓発グッズの配布やパネル展示などを実施している。

【長野県】県民向けの人権に関する広報誌において、「外国人の人権」の特集を組み、その中でヘイトスピーチ解消法等について説明  
県内プロスポーツチームと連携し、試合のハーフタイム等において、「ヘイトスピーチを許さない」のパネルを掲げて啓発  
地域の要望に応じて人権講座を実施し、当該講座の中でヘイトスピーチ解消法等について説明

【岐阜県】法務省作成のリーフレットの配布やポスターの掲示

人権啓発展示や各種イベント等におけるリーフレットの配布

【静岡県】啓発ポスターの掲示、研修用資料（書籍・DVD）の貸出し、外国人の人権問題をテーマとした啓発講演会

【愛知県】人権啓発ポスターの作成・配布、人権研修講師の派遣、講演会の実施、表現活動の概要の公表

【三重県】ヘイトスピーチに関するポスターの掲示やリーフレットの配布、県民向けの講演会を実施している。

【滋賀県】本県では、ヘイトスピーチを「滋賀県人権施策推進計画（第2次改定版）」の重要課題の1つに掲げ、ヘイトスピーチ解消・防止のための教育・啓発に取り組んでいる。

- ・法務省が制作したポスターを県ホームページ上に掲載し、ヘイトスピーチは許されないことを呼びかけ

- ・県広報誌にヘイトスピーチの解消を目的とした啓発記事を掲載
- ・ヘイトスピーチをテーマとしたラジオ番組の放送
- ・ヘイトスピーチや多文化共生をテーマとしたメールマガジンの配信
- ・人権啓発イベントにおいて、外国人への理解につながる多文化共生ブースを設置 など

また、国や関係機関等と連携し、県民からの相談に適切に対応できるよう努めている。

**【京都府】**・府民だよりや新聞意見広告、ラジオ番組での啓発

- ・シンポジウムや研修会の開催
- ・啓発冊子「ヘイトスピーチと人権」の作成（平成29年3月）

**【大阪府】** 大阪府は「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（ヘイトスピーチ解消推進条例）（令和元年11月1日施行）において、ヘイトスピーチを定義した上でヘイトスピーチを禁止するとともに、府、府民及び事業者の責務について規定しました。令和3年度から、毎年11月を条例啓発推進月間と定め、様々な媒体（※）を活用した周知啓発活動を集中的に行っている。

（※） 啓発ポスター、啓発リーフレット、電子看板（デジタルサイネージ）を活用した啓発画像の放映、広報誌、ホームページやSNSを活用した広報等

**【兵庫県】** 従来から、各種会議等において外国人関係団体等の意見を広く取り入れるとともに、外国人の人権尊重に関する意識を深めるため、啓発冊子の作成や講演会の開催などの啓発活動に積極的に取り組んでいる。

**【奈良県】** 啓発冊子の作成・配布、外国人支援をテーマにした研修の実施。

**【和歌山県】**・和歌山県広報誌「県民の友」への啓発記事掲載

- ・和歌山県教育委員会と連携し、人権学習パンフレット「差別のない社会をめざして（ヘイトスピーチ解消法）」を発行（平成31年3月）
- ・和歌山県国際交流センター「センターNEWS」に啓発記事掲載
- ・和歌山県広報ラジオ番組「県庁だより」による広報（ヘイトスピーチ解消法について）
- ・ポスターの掲示、チラシの配布

**【鳥取県】** 県ホームページで啓発を実施

**【島根県】** 国で作成されたポスターやリーフレットを県庁舎などに掲示・配置するとともに、県のホームページにも掲出しています。また、民間団体へ講演会などの啓発事業を委託して実施している。

- 【岡山県】**国からの配布物の庁舎内等への掲示
- 【広島県】**人権啓発冊子の作成や人権啓発イベントの開催などを通じ、外国人を始めとしたあらゆる人権課題に対する県民理解を深める啓発を実施
- 【山口県】**本県においては、業界団体や事業所、県・市町職員等を対象とした人権研修において、ヘイトスピーチ解消法につき取り上げるとともに、ヘイトスピーチの解消に関するパネルを作成の上、県主催の人権啓発イベント等において展示するなど、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、県民に周知し、啓発に努めているところである。
- 【徳島県】**「外国人の人権」を「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」における個別の人権課題のひとつとして、県民向けの講演会、県民向け啓発パネル展を毎年開催している。
- 【香川県】**県、各市町、関係民間団体で構成する香川県人権啓発推進会議において、令和6年度の12月の人権週間の啓発テーマを「民族・国籍・文化の多様性」と定め、ポスター、テレビCMをはじめ、各種広告媒体を活用した啓発・広報活動を行うとともに、県民参加型啓発イベント「じんけんフェスタ」や地域密着型スポーツ組織と連携した人権啓発活動を通じ、高松法務局とも連携を図りながら、周知啓発に努めている。
- また、県民の外国人住民に対する理解が深まるよう、県民と外国人住民がふれあえる国際フェスタなどの交流イベントや県民に外国の文化、習慣などについて紹介する国際理解講座などを実施している。
- 加えて、県ホームページにおいても同法の周知を行っている。
- 選挙の際には、立候補予定者等に対する説明会において、ヘイトスピーチなど不当な差別的言動があれば、それが選挙運動・政治活動等として行われた場合であっても、直ちにその言動の違法性が否定されるものではない旨、注意喚起している。
- 【愛媛県】**配布物の作製・配布、掲示物の作製・掲示、県民向け講演会の実施、外国人の人権啓発動画の制作・県のHP及びYouTubeにて公開、パネル展の開催、県内学校・企業・団体へ啓発パネルの貸し出し。
- 【佐賀県】**国等が作成したリーフレット、ポスター等を市町や関係機関に配布するとともに、講演会等の各種イベントにおいても、パネル展示等により周知を図っている。
- 【長崎県】**県民が多様な文化への相互理解を深め、幅広い分野で活躍できる人材育成の環境づくりのために国際理解講座を実施（国際課）。
- Jリーグ・Bリーグチームと連携した啓発活動を実施。試合会場内にお

いて選手等による人権尊重メッセージの発信、外国人選手を起用した人権啓発ポスター・チラシなどにより、外国人の人権に関する意識の向上を図っている（人権・同和対策課）。

**【熊本県】**（不当な差別的言動の解消のみに特化したものではなく、外国人の人権に関する啓発・研修として）講演会やシンポジウムの開催、企業や学校が行う研修への専門講師の派遣、講演動画のウェブ配信、パネルや県発行の人権情報誌による啓発を行っている。

不当な差別的言動の解消を目的としたものとしては、県主催の人権啓発イベント等において、法務局と連携して、法務省が作成したのぼり旗によるPRや啓発チラシの配布等を行っている。

**【大分県】**研修会の実施、掲示物の掲示

**【宮崎県】**特になし

**【鹿児島県】**人権啓発パンフレットや県ホームページによる広報及び県職員向け研修における啓発の実施

**【沖縄県】**配布物の作成・配布、掲示物の作成・掲示

## ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【市区役所】

### 第1 回答状況

#### 1 照会日

2024年（令和6年）9月27日

#### 2 照会先

- ① 公益財団法人・人権教育啓発推進センター「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（2016年3月）中で「ヘイトスピーチを伴うデモ等が行われていとされている地域」として挙げられ、2016年にアンケート対象とした以下の46地方公共団体の市区役所

札幌市、仙台市、福島市、郡山市、宇都宮市、千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、大田区、渋谷区、豊島区、横浜市、川崎市、横須賀市、さいたま市、川口市、越谷市、千葉市、船橋市、静岡市、浜松市、甲府市、名古屋市、豊橋市、豊川市、安城市、四日市市、岐阜市、福井市、大阪市、堺市、京都市、宇治市、大津市、彦根市、草津市、奈良市、神戸市、広島市、松江市、下関市、福岡市、北九州市、那覇市

- ② 蕨市役所（近年、クルド人に対するヘイトスピーチが問題となっている地区として追加）

#### 3 回答日

2024年（令和6年）10月1日～同年11月6日

#### 4 回答率

87.2%（47自治体のうち41自治体が回答）

### 第2 回答結果

#### 1 照会事項1

ヘイトスピーチ解消法第5条第2項には、「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずる（中略）よう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。」と定められています。

- (1) 貴市区において、相談窓口の設置など、上記に関する相談体制の整備は行っていますか。
- (2) 貴市区において、紛争防止・解決のために必要な体制の整備は行っていますか。

- (1) 相談体制の整備について

① 実施状況

- ・行っている： 28
- ・現在は行っていないが、検討中である： 0
- ・行っていないし、予定もない： 13

② 「行っている」と回答した自治体の具体的な内容

【札幌市】人権擁護委員による人権相談の窓口を設置するほか、必要に応じて法務局の人権相談を案内している。

【郡山市】市民相談センター

- 特別相談 弁護士、司法書士などの相談員が対応
- 一般相談 市職員が相談員として隨時対応
- 他の相談窓口 相談内容に応じて案内

【宇都宮市】人権擁護委員による、差別・いじめなど様々な人権に関する相談対応を実施しており、ヘイトスピーチに関する相談も受け付けている。

【中央区】ヘイトスピーチに関する専門相談窓口は設置していないが、既存の人権担当部署にて相談を受け付ける体制を整備している。

【新宿区】ヘイトスピーチは重大な人権侵害であるため、既存の「人権・身の上相談」（毎月第1・第3金曜日、午後1時～4時／相談員は人権擁護委員）を活用して対応する。

【渋谷区】相談実績がなく、相談体制の整備は検討中

【横浜市】横浜市役所内に法務局の特設人権相談窓口を設置し、市のHPでも法務局、神奈川県が実施している相談窓口を紹介している。

【川崎市】本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を進めるため、担当する職員を配置している。また、その他の人権侵害による被害の救済を図るため、「かわさき人権相談」として相談窓口を設けている。

【横須賀市】外国人生活相談窓口の中でヘイトスピーチに関する相談も受け付けている。

【川口市】人権擁護委員が相談業務を行っている。

【越谷市】人権・男女共同参画推進課

【蕨市】外国人総合窓口を設置し、手続きなどに関わる支援のほか、人権擁護委員と連携して、ヘイトスピーチなどにより、被害を受けた方からの相談に応じる。

【千葉市】外国人総合相談窓口を設置し、相談を受け付けている。

**【船橋市】**ヘイトスピーチに特化した窓口ではないが、船橋市外国人総合相談窓口で一義的に相談者の声を聞き、必要に応じて法務省外国語人権相談ダイヤル等を紹介

**【浜松市】**案件があれば、浜松市多文化共生センターに設置している外国人生活相談窓口で対応

**【豊橋市】**地域に在住する外国人を対象に、滞在の長期化・定住化に伴い増加する日常生活の困りごとを多言語に対応した各種の相談業務を行い、日常生活を支援する、外国人総合相談窓口「インフォピア」にて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に応ずることが可能

**【豊川市】**相談があった場合は、人権担当課で対応する。人権よろず相談、法律相談など

**【四日市市】**本市では、人権に関する相談を人権センターで担い、市民相談や弁護士相談、外国人のための相談等、さまざまな相談を、業務を所管する担当部署で行っている。また、相談業務に従事する職員で構成する人権に係る相談体制ネットワーク連絡会を設置し、相互の連携を強化し、相談者のニーズに適切に対応できる相談体制を整備している。

**【福井市】**相談窓口として、福井が設置する人権擁護委員による「人権悩み事相談孫口」の利用や財団法人 福井県国際交流協会が実施している窓口を利用している。

**【大阪市】**本市では、多様な人権問題に対応するため、「大阪市人権啓発・相談センター」を開設し、人権に関する相談に専門相談員が対応する人権相談窓口を設置している。ヘイトスピーチを含むさまざまな人権に関する相談に対応しており、今後とも既存の相談窓口の中で対応していく。

また、本市では、市民等の人権擁護とヘイトスピーチの抑止を図るため、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下、「条例」という。）」に基づき、市民等からの申出に対して、学識経験者などで構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会の意見を聴き、表現活動がヘイトスピーチに該当する場合、当該表現内容の拡散防止措置をとるとともに、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称等を公表することとしている。

**【堺 市】**既存の「人権相談ダイヤル」の中で相談を受け、必要に応じた助

言や関係機関の紹介を行う。

【大津市】相談があった場合は、他の人権に関する相談と同様に、人権相談窓口で対応する。

【彦根市】相談窓口を設置している（ひこね外国人相談センター）。

【草津市】市民の人権に関する相談を受け、問題解決が図れるよう、関係機関等と連携を図りながら、人権の視点にたった相談窓口（常設相談）を開設している。

開設日：火曜日～土曜日

開設時間：午前9時～午後4時（正午から午後1時を除く）

【神戸市】人権相談窓口・弁護士相談

【広島市】月1回、各区役所において人権擁護委員による人権相談を実施

【福岡市】相談については福岡市人権啓発センターに設置しております「人権啓発相談室」を窓口とし、法務局等の関係機関と連携を図りながら対応することとしている。

【北九州市】・人権相談窓口（人権課題全般に対する相談対応）

- ・北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター（外国人市民や外国人と関わる方などを対象に多言語での相談対応）
- ・弁護士による法律相談
- ・臨床心理士による心理カウンセリング

## （2）紛争防止・解決のために必要な体制の整備

### ① 実施状況

- ・行っている：8
- ・現在は行っていないが、検討中である：2
- ・行っていないし、予定もない：31

### ② 「行っている」と回答した自治体の具体的な内容

【札幌市】法務局等の関係機関と連携し、対応している。

【仙台市】各区役所において人権擁護委員による人権相談を行っており、こちらで相談を受けることが可能と考えている。

【宇都宮市】宇都宮地方法務局や人権擁護委員と連携しながら解決を図っている。

【中央区】紛争防止・解決機関は設置していないが、既存の人権担当部署を中心に、必要に応じて関係所属及び東京都、国等と連携を図りな

がら対応することとしている。

【川崎市】当市では、令和2年7月に川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例を全面施行し、以下の2つの取組を行っている。

- 1 本市の区域内の道路や公園などといった公共の場所で拡声機を使用し、プラカード等を掲示し、又はビラ等に配布することによりヘイトスピーチを行うことを禁止すること（禁止している行為を行った者が、再度、禁止している行為を行うことが明らかな場合、段階に応じて「勧告」又は「命令」の対象となる。また、「命令」を受けた者が、再度、禁止している行為を行った場合、罰則の対象となる。）
- 2 市民等に対し、ツイッターや電子掲示板等への投稿などといったインターネット上でヘイトスピーチを行った場合、附属機関の意見を聴いた上で、ヘイトスピーチに該当する投稿等について、プロバイダ等の事業者に対する削除要請等の拡散防止措置を講じ、その旨を公表すること

【草津市】市民の人権に関する相談を受け、問題解決が図れるよう、関係機関等と連携を図りながら、人権の視点にたった相談窓口（特設相談として弁護士による相談）を開設している。

開設日：原則として、毎月第4火曜日の月1回

開設時間：午後1時30分～午後4時30分

【福岡市】紛争の防止や解決について、専門の窓口等を設けていないが、相談等を受けた場合は法務局等の関係機関と連携を図りながら対応することとしている。

【北九州市】相談等を受けた場合は、上記(1)で回答した窓口で対応する他、必要に応じて、法務局等の関係機関と連携を図りながら対応することとしている。

③ 「現在は行っていないが、検討中である」と回答した自治体の補足記載

【千葉市】周辺自治体の動向や必要性も含めて、引き続き検討していく。

④ 「行っていないし、予定もない」と回答した自治体の補足記載

【広島市】「紛争防止・解決のために必要な体制の整備」は国の役割であり、実際に法務局人権擁護部において行われている。したがって、本市はヘイトスピーチも含め、人権問題への対応（相談、調査、救済措置）については、同部の人権相談窓口を案内することとしている。

## 2 照会事項 2

ヘイトスピーチ解消法第7条第2項には、「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのための必要な取組を行うよう努めるものとする。」と定められています。

貴市区において、具体的にどのような啓発活動及び取組を行っているか御教示ください（例：配布物の作製・配布、掲示物の作製・掲示、市民向け講演会の実施など）。

各自治体の具体的な回答は26頁以降の別紙に掲載した。以下に代表的なものを記載する。

- (1) パンフレット・リーフレット・冊子・ポスター・電子看板等の制作、配布、掲示

札幌市、仙台市、福島市、郡山市、宇都宮市、千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区、川崎市、横須賀市、さいたま市、川口市、越谷市、蕨市、千葉市、静岡市、浜松市、豊川市、安城市、四日市市、岐阜市、福井市、大阪市、大津市、彦根市、草津市、奈良市、神戸市、広島市、下関市、福岡市、北九州市

- (2) 都道府県庁ホームページ、広報誌、SNS等での周知・啓発

宇都宮市、中央区、新宿区、横浜市、川崎市、横須賀市、さいたま市、蕨市、岐阜市、大阪市、宇治市、草津市、奈良市、広島市

- (3) テレビ、ラジオ、動画配信サイト、映画館での広告や啓蒙番組の放送、駅構内のポスター掲示等

札幌市、川崎市、川崎市、大阪市、宇治市、神戸市

- (4) 都道府県民や事業所、自治体職員向けの人権啓発セミナー、講演会、イベント等の開催や、一般イベントにおける人権啓発パネル展示等

宇都宮市、港区、新宿区、大田区、川崎市、千葉市、静岡市、豊川市、岐阜市、宇治市、神戸市、広島市、下関市、北九州市

- (5) 都道府県内スポーツ組織と連携した啓蒙活動の実施

札幌市、千葉市、北九州市

(6) その他

- ・削除要請をしたヘイトスピーチの概要の公表（川崎市）
- ・「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」啓発推進月間に合わせて、公用車を活用した啓発（ヘイトスピーチ解消に係る啓発磁気シートを公用車に貼付）を実施（堺市）

3 照会事項 3

ヘイトスピーチ解消法の成立後、貴市区内の公共施設（公園・公民館、ホテルその他貴都道府県が所有または管理している施設）の使用許可の運用等に何らかの変更はありましたか。

(1) 運用変更の有無

- ・あった： 5
- ・なかつた： 36

(2) 「あった」と回答した自治体の具体的な内容

【新宿区】区で設置した公の施設において、ヘイトスピーチ解消法第2条で規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するため、施設管理者（指定管理者を含む。）が各施設の設置及び管理条例等に基づく運用により利用制限を適用する際に、拠るべき基準として「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定した。（令和元年10月1日施行）

【横浜市】差別的言動が行われる恐れがあり、施設に混乱が生じる可能性が高いと判断される場合は、使用の不許可又は取消を行う旨を申請書等に明記し、そういう申請があった場合は市民局人権課に情報提供をいただき、所管課と連携しながら対応する。

【川崎市】公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」を平成29年11月に作製し、当該ガイドラインに基づき公共施設の運用を行うよう庁内に周知している。

【堺市】本市公共施設の利用申請等に係る取扱いについて、庁内検討会の検討結果を踏まえ、対応方針（平成31年4月）を決定。同方針に沿つ

て、使用申請を確認するよう運用を変更した。

【宇治市】「宇治市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン」を策定し、不当な差別的言動が行われることが客観的な事実に照らし具体的に明らかに予測される場合等に使用制限を行う要件、手続きを示した。

#### 4 照会事項 4

日本弁護士連合会は2023年（令和5年）4月14日付けで「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を発出しました。

- (1) この内容について御意見がございましたら御教示ください。
- (2) これまでに同意見書を活用して施策を行ったことや、これから行う御予定はありますか。
- (3) 同意見書の内容に関して、国に実現するよう求めたいものがあれば、その部分を具体的に御教示ください。
- (4) 同意見書に掲載されていないことで、国に実現するよう求めたいものがある場合は、その内容を具体的に御教示ください。

##### (1) 意見

【大阪市】貴会において作成された意見書につき、本市からの意見等は差し控えさせていただきます。

【宇治市】「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」は、ご指摘のように十分機能していないところがあり、このような意見書を提出されることは理解します。

##### (2) 意見書を活用して施策を行ったこと、行う予定の有無 特段の回答はなかった。

##### (3) 意見書の内容に関して、国に実現を求める内容

【横須賀市】地方自治体が対策を施すことは困難な実情であり、ぜひ国において適切な対応をとっていただきたい。具体的な内容については特にございません。

##### (4) 意見書に掲載されていないことで、国に実現を求める内容 特段の回答はなかった。

(別紙) 照会事項2の具体的な啓発活動及び取組の回答内容

- 【札幌市】法務省作成の冊子の各区役所・各区民センター・市内中学校・高校・児童会館への配架やプロスポーツチームと連携した人権啓発イベントでの配布、ポスターの地下鉄駅への掲示、地下鉄広告・街頭ビジョン・区役所内モニターを活用した啓発の実施
- 【仙台市】各区役所において、法務省作成のポスター及びリーフレットの庁舎内掲示や窓口への備え付けを行っている。
- 【福島市】掲示物等の配布・掲示
- 【郡山市】送付・依頼があった配布物・掲示物等の配布及び掲示
- 【宇都宮市】ヘイトスピーチに係る周知ポスター（法務局作成）の市庁舎及び関連施設への掲示や、広報紙による啓発を行うとともに、人権擁護委員と連携した啓発活動の中で、啓発活動の中で、イベントの際に参加者にチラシを配布し啓発を行っている。
- 【千代田区】啓発ポスター掲出やチラシの配架、窓口配置を実施
- 【中央区】啓発用物品の配布、ポスター掲示、区の広報紙及びホームページへの掲載
- 【港区】啓発ポスターの掲示、チラシの配布、デジタルサイネージでの啓発動画の配信、人権啓発パネル展での啓発
- 【新宿区】○区広報誌、区ホームページ、SNS、庁舎内デジタルサイネージにおいて  
啓発記事を発信  
○法務省の啓発用ポスターの掲出、法務省、東京都作成の啓発用チラシの配架  
○人権週間におけるパネル展等の事業を開催する際、外国人の人権擁護に関する資料や法務省の啓発用ポスターの掲出
- 【大田区】区施設でのパネル展等で東京都作成のリーフレットやチラシを掲示・配布している。
- 【渋谷区】条例冊子の配布を予定
- 【横浜市】市のHPにてヘイトスピーチに関する啓発を実施している。
- 【川崎市】削除要請をしたヘイトスピーチの概要の公表のほか、中核駅へのポスターの掲示、パンフレットの配布、インターネット広告の活用、PR動画の作成及び放映、かわさき人権フェア等の人権関連イベント時での周知活動を行っている。
- 【横須賀市】市ホームページやSNSでの情報発信、ポスターの掲出などを通じて、

ヘイトスピーチがあつてはならないということを啓発している。

【さいたま市】ホームページへの掲載、掲示物（ポスター、リーフレット等）の掲示、市民向け啓発冊子の作成

【川口市】ポスターの掲示・チラシの設置

【越谷市】ポスター掲示及びリーフレットの配架

【蕨市】法務省作成のポスター、リーフレット、啓発冊子を市ホームページに掲載し、公民館等、公共施設に配架

【千葉市】ジェフユナイテッド市原・千葉と連携・協力した人権啓発活動において、法務省リーフレット「ヘイトスピーチ、許さない。」を来場者400名に配布した（令和6年9月7日実施）。

また、令和5年度に市内小学校全学級に配布した人権啓発冊子「マンガで考える身近な人権（公益財団法人 人権教育啓発推進センター発行）」の中でも「外国人の人権」について記載している。

【船橋市】（回答がなかった）

【静岡市】法務省作成のポスターの掲示やリーフレットの配布、市民向け講演会の実施

【浜松市】法務省作成のポスター掲示、リーフレットの配布

【豊橋市】行っていない。

【豊川市】ポスターの掲示、イベントでの啓発チラシの配布、職員への通知など

【安城市】国が作成したチラシ・ポスター等の配布や掲示

【四日市市】法務省人権擁護局作成の「ヘイトスピーチ許さない」のチラシを印刷し、人権に関するイベントや、人権センターにおいて配架している。

【岐阜市】・ホームページへの啓発記事掲載

・配布物の作製・配布

・掲示物の作製・配布

・市民等への講演会、学習会において外国人の人権について取り上げる際に、ヘイトスピーチについても言及する。

【福井市】市役所庁内に、法務省作成の啓発ポスターを掲示している。

【大阪市】本市では、これまで、国（大阪法務局）と連携した国作成ポスターの市施設への掲示をはじめ本市ホームページ・広報誌・人権だより・啓発チラシ・啓発動画の放映などさまざまな広報媒体を活用した情報発信など様々な啓発活動に取り組んでいる。

【堺市】「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」啓発推進月間に合わせて、公用車を活用した啓発（ヘイトスピーチ解消に係る啓発磁気シートを公用車に

貼付) を実施

【宇治市】人権啓発イベント等の展示でヘイトスピーチ解消の啓発ポスターを掲示した。

市ホームページにおいてヘイトスピーチ解消に向けた案内を掲載するとともに、You Tube 法務省チャンネル内の「ヘイトスピーチ、許さない」を紹介している。

【大津市】法務省作成のポスターやリーフレット等の掲示

【彦根市】法務省作成の啓発ポスターを庁舎内に掲示している。

【草津市】法務省作成のポスターを掲示するほか、市広報への記事掲載、人権センターだよりおよび学習冊子「めざめ」の作製・配布を通じて広報・啓発等を行っている。

【奈良市】市ホームページの掲載や、庁内でパネル展示する等で啓発をしている。

【神戸市】人権啓発イベントでのヘイトスピーチ関連の啓発動画の放映（令和5、6年）、市民向け講演会の実施（令和5年）、啓発ボールペンの作成・配布

【広島市】①広島法務局・県と連携し、人権啓発イベント等において人権クイズや人権啓発パネル展等を実施  
②広島市ホームページにおいて、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行された旨の告知及び法務省作成の啓発用バナーの貼付け（法務省ホームページへのリンク先の貼付け）  
③法務省作成の啓発ポスターの掲示

【下関市】人権三法のちらし作製・配布、人権フェスティバルやパネル展において、パネルの展示、市民向け講座の開催

【福岡市】福岡法務局や県と連携し、ポスターやチラシ、デジタルサイネージ等を活用してヘイトスピーチが許されない行為である旨の啓発を行っている。

【北九州市】

- ・人権啓発視聴覚教材の制作
- ・啓発動画の都心部およびプロスポーツ公式戦でのビジョン上映
- ・啓発チラシおよびポスターの配布
- ・国際交流員や国際理解推進員などの小中学校等への派遣による多文化共生教育の実施
- ・市民センターや各種講演会における多文化共生啓発の出前講演の実施
- ・外国人市民と地域住民の交流を促進する多言語テンプレートの作成

- ・本市職員に対する多文化共生研修、やさしい日本語研修の実施

## ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【市区教育委員会】

### 第1 回答状況

#### 1 照会日

2024年（令和6年）9月27日

#### 2 照会先

- ① 公益財団法人・人権教育啓発推進センター「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（2016年3月）中で「ヘイトスピーチを伴うデモ等が行われていとされている地域」として挙げられ、2016年にアンケート対象とした以下の46地方公共団体の教育委員会

札幌市、仙台市、福島市、郡山市、宇都宮市、千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、大田区、渋谷区、豊島区、横浜市、川崎市、横須賀市、さいたま市、川口市、越谷市、千葉市、船橋市、静岡市、浜松市、甲府市、名古屋市、豊橋市、豊川市、安城市、四日市市、岐阜市、福井市、大阪市、堺市、京都市、宇治市、大津市、彦根市、草津市、奈良市、神戸市、広島市、松江市、下関市、福岡市、北九州市、那霸市

- ② 蕨市教育委員会（近年、クルド人に対するヘイトスピーチが問題となっている地区として追加）

#### 3 回答日

2024年（令和6年）10月3日～同年11月6日

#### 4 回答率

68.0%（47自治体のうち32自治体が回答）

### 第2 回答結果

#### 1 照会事項1

ヘイトスピーチ解消法第6条2項には「地方公共団体は、（中略）本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施とともに、そのための必要な取組を行うよう努めるものとする。」と定められています。そこで、2016年（平成28年）のアンケート調査では同条項を受けた具体的な教育活動及び取組をお尋ねしました。

2017年（平成29年）から現在までの取組状況について御教示ください。

- (1) 取組状況（①と③に重複回答した自治体がある。）

- ① 新たに実施を開始した教育活動・取組がある。：4

(堺市、宇治市、奈良市、下関市)

- ② 実施を中止した教育活動・取組がある：0
- ③ 2016年以前から継続している教育活動・取組がある：26
- ④ 2016年以前も今も特に教育活動・取組はしていない：5

(福島市、郡山市、静岡市、浜松市、松江市)

(2) 上記①「新たに実施を開始した教育活動・取組がある。」と回答した教育委員会について、具体的な教育活動・取組の内容・開始時期

**【堺市】**令和4年度、「国際理解教育」に関して教職員向けに研修動画及び児童生徒向けの人権教育指導案を作成した。また、保護者向けに人権啓発冊子（電子配信版）を作成し、啓発に努めている。

**【宇治市】**・「本法外出身者に対する不当な差別敵言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」をはじめ、その他人権問題の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえた人権教育推進計画を作成し、計画に基づく人権学習の充実

- ・法律の趣旨の理解を深めるため、教職員対象の人権教育研修講座を実施

**【奈良市】**2016年以降、中学校の社会歴史分野『現代の日本と私たち』の「人権の発達とグローバル化」において、ヘイトスピーチ解消法を取り上げている。

**【下関市】**2017年から、人権教育に関する教職員研修会で「ヘイトスピーチ解消法」について学ぶ機会を設定している。

(3) 上記③「2016年以前から継続している教育活動・取組がある。」と回答した教育委員会の具体的な教育活動・取組の内容・開始時期

**【札幌市】**これまで本市では、人権教育の充実に係る取組として「人間尊重の教育」を推進してきたが、令和4年度から、これを札幌市学校教育の基盤に位置付け、「子ども一人一人が『自分が大切にされている』と実感できる学校づくり」を合言葉に、更なる推進を図っているところ。

**【仙台市】**人権教育資料「みとめあう心」（小学校用・中学校用、平成16年～）の作成及び配付

**【宇都宮市】**

- 1 ネットいじめ等パトロール・相談業務の実施（平成21年12

月から) インターネット上で公開されているサイトや SNS 等における、本市立小・中学校や、その児童生徒に係るネットいじめや違法行為等の不適切な書き込みの検索、監視、削除依頼や、相談用のホームページを開設し不適切な書き込みに係る相談や通報を受け付け、削除依頼等を委託業務により実施している。

## 2 本市立小・中学校における人権教育の充実

本市立小・中学校 94 校において、人権教育指導計画を作成し、様々な人権問題の解決と差別意識の解消などをねらいとし、人権尊重の精神をはぐくむ教育を計画的に推進している。

また、全校の人権教育主任を対象とする研修会を年 1 回実施するとともに、配布資料、人権教育の充実に資する資料データ（例 法務省作成「ヘイトスピーチ、許さない」ポスター、リーフレット）などを、教職員が閲覧できるインターネット内に格納し、各校の取組を支援している。

【千代田区】いつから開始したかは不明だが、東京都が発行する人権教育プログラムを活用した教員研修を行なっている。

【中央区】・道徳の授業において、差別や偏見のない社会の実現に努める、世界の平和と人類の幸福に貢献するという内容を扱う。

- ・社会科の授業において、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本原則について学習する。
- ・教員が人権教育に関する理解を深めるために、「人権教育プログラム（学校教育編）」（東京都教育委員会）を毎年、全教員に配布し、研修等に活用している。

【港区】2013 年（平成 25 年）ごろから人権尊重推進校による研究発表。

【台東区】・「人権教育プログラム」（東京都教育委員会）を毎年区内全教員に配布（平成 15 年～）

- ・区内全学校園の人権教育担当者に対する研修の実施（少なくとも平成 15 年～）

【横須賀市】人権教育担当者を対象とした研修を行っている。

【さいたま市】全ての市立学校の管理職や人権教育主任を対象にした人権教育研修会を毎年度実施

【川口市】平成 29 年度から人権教育主任研修会にて周知している。

【越谷市】平成 28 年の法律制定以前から市内公民館で人権教育に関する研修会を実施

**【蕨 市】**・各校 1 名参加の「人権教育現地研修会」や各校管理職参加の「人権教育管理職研修会」を毎年度実施

- ・8月の「機まつり」や11月の「宿場まつり」に合わせて、人権に関する内容をまとめた冊子などを配布する啓発活動を実施
- ・様々な人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を目的とした「人権尊重社会をめざす市民のつどい」など、各種講座を実施

**【船橋市】**人権作文の重点校（中学校）を推薦（平成8年以降は記録あり）し、多くの学校で取り組んでいる。

**【名古屋市】**人権教育の指導用資料として作成する「人権教育の手引き」において、平成28年3月の改訂時以降、分野別課題「外国人」の中でヘイトスピーチを取り上げている。

**【岐阜市】**既存の資料を活用し、取り組んでいる。

**【大阪市】**各学校園において、年度ごとに入権教育・啓発推進計画を作成し取り組んでいる（平成17年から）。

**【堺 市】**昭和62年度から堺市立学校教職員で運営されている堺市在日外国人研究会主催で、堺市立学校園に在籍している児童等が、お互いのことを理解するためルーツに関係なく交流を行う「ワールドハッキョ」を開催している。

**【京都市】**平成4年に京都市立学校外国人教育方針を策定し、本方針に基づいた取組を現在も継続して実施している。

**【彦根市】**2016年（平成28年）以前から月に1回「人権の日」を各小中学校で設定し、幅広い人権課題について、国際理解等多文化共生に関わる題材についての取組を実施している。また、2016年（平成28年）「ヘイトスピーチ解消法」施行以降、広く周知するため、本市人権教育研究大会のリーフレットに内容を記載している。

**【草津市】**滋賀県教育委員会から発出されている「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」ならびに「外国人児童生徒に関する指導指針」を毎年度市内各校に示し、人権を尊重するために指導がなされるようにしている。また、人権教育に関する学校訪問や市教委主催の研修において「人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）」を周知し、市民意識調査における市民の認知度と併せ考える機会をもつことで理解が深められるようにしているほか、各所属における教育活動に資するよう

している。

【奈良市】2016年（平成28年）以前から、中学校の社会公民分野『個人の尊重と日本国憲法』の「共生社会」の単元において、『在日韓国・朝鮮人』への差別の撤廃、在日外国人への配慮について取り上げている。

【神戸市】『ヘイトスピーチ』に対する正しい理解に向けて（兵庫県教育委員会）を全学校園に配布し、校内研修等に活用

【広島市】ヘイトスピーチに特化した取組はないが、2016年以前から実施している人権教育推進事業等で学校が外部人材を招へいし、こども達の人権感覚を高める取組を実施している。

#### 【下関市】

##### ○下関市小学生海外派遣研修

姉妹・友好都市を訪問し、文化や生活環境等の違いを感じるとともに、言葉や生活習慣の壁を越えて相手を尊重することを学ぶ。

<中国（青島市）・韓国（釜山広域市）>（1990年（平成2年）～）

- ・1990年から2005年までは小学生と中学生を交互に派遣
- ・2006年以降は小学生（6年生）を派遣
- ・2024年度は、中国と韓国に10名ずつ派遣

<アメリカ（カリフォルニア州ピツツバーグ市）>（2000年（平成12年）～）

- ・中学生（3年生）を派遣
- ・2024年度は、8名派遣

##### ○下関ユネスコ協会

- ・1948年に県内初の民間ユネスコ協会として発足した。教育や文化等を通じて、国際理解の促進や地域社会の文化水準の向上を目的として活動している。
- ・ユネスコ学校として活動している学校もあり、交流会等により文化や考え方の違いについて理解を深めることにつながっている。

##### ○韓国語授業を実施している学校との連携

<下関韓国教育院との懇談会>

- ・下関韓国教育院と下関市教育委員会が連携して開催している。（今年度で10回目）
- ・駐広島大韓民国総領事館、駐下関大韓民国名誉総領事館、在日本大韓民国団、県立高等学校長（韓国語授業実施校）等が出席し、各校の取組

や韓国教育院からの支援や情報について意見交換を行う。

＜山口県韓国語弁論大会＞（1992年（平成4年）～）

- ・語学を通した心豊かな国際人の育成を目的として実施している。
- ・県内外の高校生（学生の部）と大学生、社会人（一般の部）が参加している。

【福岡市】・平成29年 「人権教育指導の手引き」に「ヘイトスピーチ解消法について」を掲載

- ・平成30年 福岡市作成の人権読本「ぬくもり」中学校版に、外国人理解に関わる資料を掲載

【北九州市】・中学校公民等強化学習において

- ・「新版 いのち」（平成27年本市発刊）を活用した人権教育において

(4) 上記④「2016年以前も今も特に教育活動・取組はしていない。」と回答した教育委員会の、今後予定されている新たな教育活動・取組

【松江市】ヘイトスピーチ解消法についての教職員の理解をより確かなものにするために、資料を作成して、学校等管理職に周知を図る取組。

## 2 照会事項2

人種、皮膚の色、世系（被差別部落も含む）、民族的若しくは種族的出身、国籍（以下「人種等」という。）に基づく差別その他人権侵害を解消するための教育の実施において、これまで効果的であったと感じる取組や教育内容がありましたら是非御紹介ください。

【札幌市】地域性を鑑み、民族教育の充実に取り組んでおり、指導資料の作成や、教員向け研修の実施に加え、研究開発事業を実施するなど、「人間尊重の教育」の充実に努めている。

【郡山市】特別の教科道徳の授業において、障がい者理解等、人権に関する内容を扱っており、差別や偏見をしまい人権教育に学校教育活動全体で取り組んでいる。

また、中学校社会科の公民的分野の授業において、部落差別・アイヌ民族への差別、在日韓国・朝鮮人への差別の撤廃や、共生社会の実現に向けた内容を扱っており、平等権の観点から差別をなくすことの重要性を考察させている。

【千代田区】東京都が発行する人権教育プログラムを活用した教員研修を行なっている。

【港区】国際理解教育として、外国人との直接交流

【横須賀市】外部講師を招聘して行った教員研修

【川口市】人権感覚を育成するために「人権感覚育成プログラム」の実施を進めている。

【越谷市】校長や教頭、人権教育主任、初任者や新任の教職員を対象に人権教育研修を実施している。また、毎年、人権教育のDVDを購入し、各校の希望に応じた貸し出しを行い、職員研修や教育の場に活用する等、人権教育の高揚に努めている。

児童生徒については、人権標語や詩の作成を行ったり、「越谷市子ども憲章」等について記されたリーフレットを隔年で作成、配布し、カリキュラムの中で計画的に活用できるように努め、人権感覚の育成を図っている。

社会教育分野では、人権講演会や各公民館の講座等で外国人の人権について取り上げ、多文化共生に関する理解を深めたり、啓発品や冊子を活用し、人権意識の高揚に努めている。

【蕨市】特別な教科道徳において、国際理解、国際貢献の観点から、他国を尊重する態度を養う教材を取り扱っているほか、外国語においては、様々な国籍のALTと接することが児童生徒の国際感覚を磨き、差別のない人間関係づくりに大きく寄与していると考えている。

【名古屋市】人権問題について調べたことを伝え合う活動や、体験的に学ぶことを通じて、多様な他者についての理解を深めたり、自分の中も相手の中も大切にする態度を育てたりすることができた。

【岐阜市】市内全小中学校を5つのブロックに分け、それぞれで研究テーマを定めて人権教育を推進し、毎年人権に関わる授業を公開している。

【大阪市】教職員人権教育研修の体系的な実施、教育課程外の活動として、国際クラブの開設

【堺市】照会事項1でも記載した「ワールドハッキョ」など、子どもたちがルーツに関係なく、直接、交流する機会を設けることが効果的であると思っている。

【草津市】<全市に展開する取組>

「草津市人権・同和教育研究大会」を毎年実施し、教職員、行政職員をはじめ全市に広く参加を募る。前半は人権・同和問題をテーマと

する講演会、後半は各所属からの実践報告提案をもとに討議を行う。

＜中学校区で連携する取組＞

滋賀県の事業である「生きぬく力の礎育み事業」及び「中学校区別人権教育実践交流会」を実施している。市内全中学校区において所属や児童生徒、地域の実態を交流・議論を行うことで就学前から高校、その先まで一貫した人権・同和教育が行われるようにする。

【松江市】学校等の教職員を対象にした研修に、被差別部落出身者の自身の体験や思いを話していただく機会を設ける取組

### 3 照会事項 3

人種等に基づく差別その他人権侵害を解消するための教育の実施において、困難や悩ましいと感じる点がございましたら、是非御紹介ください。

【札幌市】教育課程を編成する上で、様々な人権課題をどのように位置付け、そのための時間をどのように確保するかという点

【宇都宮市】各教科等の教科用図書等において、人権課題が明確に掲載されていない場合、授業での取り扱いが難しいと感じている教員が多い。

【港区】いじめ問題の根絶

【横須賀市】教育を受ける側に当事者がいた場合、その方の人権侵害の助長にならぬよう、配慮が難しい。

【川口市】様々な人権課題がある中で、指導する時間の確保や年齢による段階的な指導に難しさを感じている。

【名古屋市】教育実践から時間が経過しても、人権問題についての学びを日常に浸透させ続けたり、定着させ続けられるようにするための取り組みが非常に難しいと感じている。

【大阪市】児童生徒による差別事象が発生し、指導していく中、保護者の理解が困難な場合がある。

【堺市】子どもたちに対して人権教育に取り組んでいるが、人権感覚育成の前段階である知的理解にとどまっていることが多いと感じている。

【草津市】コロナ禍で集合および対面での研修が十分にもてなかつたり、家庭訪問で保護者等と接する機会が制限されたりしたことから、人権・同和問題への課題意識や取組に差が出てきている実態がある。コロナ禍で生じた人権課題を総括し、人権の保障につなげるとともに、同じくコロナ禍で得られた様々な知見や研修方法を今後に活かしていく必要

がある。

【松江市】被差別当事者の講話等を行う際には、本人の個人情報等のアウティングがないよう、出席者にお願いをしている。

#### 4 照会事項4

教育を通じたヘイトスピーチ解消を実現するため、国（文部科学省）に求める施策等はありますか。

【松江市】学校等で使用できる教材等の用意や、特色ある実践事例の充実

#### 5 照会事項5

国との間で、地方自治体の要望を国に伝えたり、意見交換したりする機会はありますか。それはどのようなものですか。

【名古屋市】本市スポーツ市民局人権施策推進課を通じて、全国人権同和行政促進協議会から国への要望を伝える機会がある。

【堺市】堺市単独や政令指定都市市長会等を通じて要望する機会がある。

#### 6 照会事項6

その他、人種等に基づく差別その他人権侵害について、教育現場からの御意見がありましたら自由に御記載ください。

【横須賀市】人権侵害がなくなるために、今後も地道に教育活動を続けていく。

【川口市】発達段階に応じた人権教育のための効果的な資料の充実

【草津市】様々な人権課題について研修（現地研修会）を行うことのできる人員的、時間的、予算的余裕をいただきたい。

【松江市】様々な人権侵害の解消に向けて、教育現場においては教職員の研修の充実を図り、授業を実施していただくことで「人権のまちづくり」を進めていく。

#### 7 照会事項7

日本弁護士連合会は2023年（令和5年）4月14日付けで「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を発出しました。

(1) この内容について御意見がございましたら御教示ください。

(2) これまでに同意見書を活用して施策を行ったことや、これから行う御予定はありますか。

(1) 意見書に対する意見

【川口市】発達段階に応じた資料の充実をお願いしたい。

【松江市】このような差別は許されるものではないことという認識のもと、さらなる教育・啓発を図っていきたいと考える。

(2) 意見書を活用して行われた施策・これから行う予定の施策

【堺 市】今後、外国にルーツのある児童生徒のアイデンティティの確立や母語支援の施策に取り組んでいくことを検討しているところである。

## ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【市区議会】

### 第1 回答状況

#### 1 照会日

2024年（令和6年）9月27日

#### 2 照会先

- ① 公益財団法人・人権教育啓発推進センター「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（2016年3月）中で「ヘイトスピーチを伴うデモ等が行われていとされている地域」として挙げられ、2016年にアンケート対象とした以下の46地方公共団体の市区議会

札幌市、仙台市、福島市、郡山市、宇都宮市、千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、大田区、渋谷区、豊島区、横浜市、川崎市、横須賀市、さいたま市、川口市、越谷市、千葉市、船橋市、静岡市、浜松市、甲府市、名古屋市、豊橋市、豊川市、安城市、四日市市、岐阜市、福井市、大阪市、堺市、京都市、宇治市、大津市、彦根市、草津市、奈良市、神戸市、広島市、松江市、下関市、福岡市、北九州市、那霸市

- ② 蕨市議会（近年、クルド人に対するヘイトスピーチが問題となっている地区として追加）

#### 3 回答日

2024年（令和6年）10月1日～同年11月20日

#### 4 回答率

93.6%（47自治体のうち44自治体が回答）

### 第2 回答結果

#### 1 照会事項1

ヘイトスピーチ解消法の施行以降に、貴議会において差別や人権に関する対策を国に求める意見書の採択がなされましたか。

##### (1) 採択の有無

- ・採択した：11
- ・採択していない：33

##### (2) 具体的な意見書名

【仙台市議会】

- ・旧優生保護法による不妊手術を受けた当事者への対応を求める件（平成30年6月22日付け）

【台東区議会】

- ・女子差別撤廃条約の選択議定書の批准を国に求める意見書（令和6年10月25日可決）

【横須賀市議会】

- ・女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書（令和5年9月19日可決）

【浜松市議会】

- ・ヘイトスピーチ解消法の対象拡大を求める意見書（令和2年3月24日付け）

【四日市市議会】

- ・旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（平成30年6月定例月議会可決）
- ・中華人民共和国による人権状況に対する調査及び対応を求める意見書（令和4年2月定例月議会可決）

【大阪市会】

- ・インターネット上の投稿サイトを利用して行われるヘイトスピーチへの対策強化に向けた法改正等を求める意見書（平成30年3月27日付け）
- ・女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書（令和3年9月30日付け）

【京都市会】

- ・性的少数者（L G B T）の人権尊重の観点から公的書類の性別欄の記載方法の見直しを求める意見書
  - ・L G B T等（性的少数者）への社会的理解の一層の推進を求める意見書
  - ・女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する環境整備を求める意見書
  - ・性的指向・性自認に関する理解促進を図るための法整備を求める意見
- ※なお、ヘイトスピーチ解消法施行以前の平成26年12月に、「ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書」を全会一致で可決し、国会及び関係行政庁に提出している。

【宇治市議会】

- ・選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書
- ・女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
- ・再審法改正を求める意見書

### 【広島市議会】

- ・中華人民共和国政府に対して、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働き掛けることを求める意見書

### 【松江市議会】

- ・認知症との共生社会の実現を求める意見書（令和5年12月20日付け）
- ・新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書（令和5年3月24日付け）
- ・北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（令和4年12月20日付け）
- ・視覚障がい有権者への選挙公報の充実を求める意見書（令和元年7月9日付け）
- ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の全面見直しを行うこと、LGBT関連法の拙速な制定に慎重を期すことを求める意見書（平成31年3月26日付け）
- ・児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（平成30年10月1日）
- ・旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（平成30年10月1日）
- ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の改正等を求める意見書（平成29年9月29日）
- ・性的指向および性自認等による差別等の困難の解消および支援のための法律の早期制定を求める意見書（平成28年10月3日）

### 【松江市議会】

- ・認知症との共生社会の実現を求める意見書（令和5年12月20日付け）
- ・新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書（令和5年3月24日付け）
- ・北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（令和4年12月20日付け）
- ・視覚障がい有権者への選挙公報の充実を求める意見書（令和元年7月9日付け）
- ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の全面見直しを行うこと、LGBT関連法の拙速な制定に慎重を期すことを求める意見書（平成31年3月26日付け）
- ・児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（平成30年10月1日付け）

- ・旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（平成30年10月1日付け）
- ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の改正等を求める意見書（平成29年9月29日付け）
- ・性的指向および性自認等による差別等の困難の解消および支援のための法律の早期制定を求める意見書（平成28年10月3日付け）

## 2 照会事項2

解消法施行以降に、貴議会において差別問題や人権に関する対策について、法規制などの対策を国に求める決議がなされましたか。

### (1) 決議の有無

- ・決議がなされた：1
- ・決議はされていない：34

### (2) 決議及び提案理由の具体的な内容

#### 【松江市議会】

- ・パレスチナ地域における人道支援に関する決議（令和5年12月20日付け）
- ・ロシアのウクライナにおける武力侵攻に対する決議（令和4年3月18日付け）

## 3 照会事項3

解消法施行以降に、貴議会において差別問題や人権問題に関する条例案が議会に提出されたことはありますか。

### (1) 条例案の提出の有無

- ・あった：5
- ・なかった：39

### (2) 条例案の具体的な内容

#### 【渋谷区議会】

- ・渋谷区ウェブサイトにて「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」（令和6年4月1日施行）

### 【横須賀市議会】

- ・横須賀市子どもの権利を守る条例（令和4年3月29日条例第30号）

### 【四日市市議会】

- ・四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例（平成30年7月4日議決）

条例の概要：障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定める。

### 【神戸市会】

- ・神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生の実現に関する条例

### 【福岡市議会】

- ・福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例案（平成30年6月13日提出、令和5年12月11日改正案提出）

## 4 照会事項4

そのほか、貴議会において差別問題や人権に関する条例制定に向けた動きはありますか。ある場合、具体的にはどのような動きであるか御教示ください。

【四日市市議会】令和5年から、人権施策等調査特別委員会において、「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」の改正に向けた議論が行われている。

【京都市会】本市会では、現在、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」を議員提案により制定することを目指す取組が進められており、令和6年11月6日に開催予定の本会議で提案、議決される見込みである。

## 5 照会事項5

日本弁護士連合会は2023年（令和5年）4月14日付けで「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を発出しました。

- (1) この内容について御意見がございましたら御教示ください。
- (2) これまでに同意見書を活用して施策を行ったことや、これから行う御予定はありますか。

(1) 意見書に対する意見

意見があるとの回答は寄せられなかった。

(2) 意見書を活用して行われた施策、これから行う予定の施策

現状、施策を行ったことやその予定があるとの回答は寄せられなかった。

## ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果【都道府県警察本部】

### 第1 回答状況

1 照会日

2024年（令和6年）9月27日

2 照会先

47都道府県警察本部・警視庁

3 回答日

2024年（令和6年）10月24日～同年11月28日

4 回答率

100%（47都道府県全ての警察本部・警視庁が回答）

### 第2 回答結果

1 照会事項1

ヘイトスピーチ解消法の施行及び2016年（平成28年）6月3日付け「本法外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について（通達）」（警察庁丙備企発第150号ほか）を受けて、2017年（平成29年）から現在に至るまでの間に、貴警察において、警察職員に対する教養の推進、取締りの強化、道路使用許可の運用の変更、ネット上の投稿への対応など、ヘイトスピーチの解消に向けた取組はなされましたか。

行った場合は、その具体的な内容を御教示ください。特に取組を行っていない場合は、その理由を御教示ください。

※「取組を行っていない。」と回答したところはなかった。

### 【回答のあった取組内容】

(1) 警察職員に対する教養の推進

具体的に挙げられた教養の内容：ヘイトスピーチをめぐる情勢、法の理念、法律の趣旨、立法の目的、人権に配慮した警察の立場及び対応等、レイシャル・プロファイリング

(2) 取締りの強化

- 各種デモの許可に際しては、違法行為がないよう主催者等に対する法の趣旨等の説明及び参加者に対する周知の要請を行う等、事前指導している。
- デモ現場においては、必要な措置を実施している。

- ・違反行為を認知した場合には、法と証拠に基づき取り締まるなど、厳正に対処している。

### (3) 道路使用許可の運用の変更

道路使用許可申請がなされた場合は、道路交通法に基づき、個別の事情に応じて交通の妨害のおそれの有無等について検討の上、許可の可否を判断しており、法施行以前から変更はない。

### (4) ネット上の投稿への対応

名誉毀損罪や脅迫罪等の各種刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、その事実について、法と証拠に基づき、適切に対処している。

## 2 照会事項 2

デモやネット上の投稿などにおけるヘイトスピーチに対して威力業務妨害罪や名誉毀損罪などの犯罪成立を理由として具体的に捜査をされた具体的な事例があれば、可能な範囲で御教示ください。

### 【回答】

- ・警察は、どのような言動がヘイトスピーチに当たるかについて判断する立場にないため、お答えすることは困難である。
- ・捜査に関する事項であり、回答は差し控えたい。
- ・被害者等の相談、被害申告の内容が、刑法の威力業務妨害罪や名誉棄損罪、脅迫罪等の刑罰法令に触れる行為と認められる場合は、法と証拠に基づき、捜査を尽くすなど、適正かつ緻密な捜査を実施する。

## 3 照会事項 3

日本弁護士連合会は2023年（令和5年）4月14日付けで「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を発出しました。

- (1) この内容について御意見がございましたら御教示ください。
- (2) これまでに同意見書を活用して施策を行ったことや、これから行う御予定はありますか。

### 【回答】

- (1) 意見書に対する意見

- ・特に意見はない。
- ・回答する立場はない。

(2) 意見書を活用して行われた施策・これから行う予定の施策

活用実績あり、予定ありと回答したところはなかった。

その上で、これまでも集団示威運動等に伴い、トラブルに起因する違法行為未然防止の観点から、厳正公平な立場で警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には法と証拠に基づき厳正に対処してきたところであるが、今後もいわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動についても同様に、法の目的等を踏まえた警察活動を推進し、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与する方針であるとの回答があった。